

戸籍謄抄本等は本籍地で発行します。必ず本籍地に申請してください。

① 戸籍証明等の郵送請求書

必要事項を漏れなく記入してください。

3【請求の理由】には具体的な申請理由を記入してください。

② 定額小為替または普通為替（郵便局で購入してください。購入には手数料がかかります。）

証明手数料を定額小為替または普通為替で送付してください。

現金・切手・収入印紙は不可です。

※普通郵便で現金を送る行為は郵便法第17条違反となります。

③ 返信用封筒

ご自宅へ返送するための封筒を同封してください。返送先は、申請者の住民登録地のみです。

請求者の住民登録地の住所・宛名を表書きし、切手を貼付してください。

※戸籍謄抄本等には個人情報に記載されています。郵便事故防止のため、特定記録又は簡易書留をお勧めします。ご利用の際は郵便局にお問い合わせください。

④ 請求者の本人確認書類（有効期限内で、現住所の記載のあるもの）

マイナンバーカード（顔写真付き）・運転免許証等のコピーを添付してください。

※マイナンバーカードのときは、表面のみをコピーしてください。

※運転免許証の裏面に記載がある場合は、裏面もコピーしてください。

⑤ 資料の提供について

必要な方と申請者の続柄を確認する書類や戸籍を申請する疎明資料が必要な場合があります。

⑥ 市役所送付用封筒

①～⑤を入れて該当の市区町村へ送付してください。

1 どなたの戸籍が必要ですか

令和 年 月 日

本籍			
筆頭者氏名	※筆頭者は戸籍の最初に名前が載る方です 亡くなられても変わりません		
必要な方の氏名	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	

2 何が何通必要ですか ※下記手数料は潮来市のものです。他市町村に請求する場合は、あらかじめご確認下さい。

戸籍	謄本(全部事項証明)	450円 通	身分証明書 ※本人以外の請求の場合、委任状が必要です	300円 通
	抄本(個人事項証明)	450円 通	独身証明書 ※本人以外の請求の場合、委任状が必要です	300円 通
改製 原戸籍	謄本	750円 通	その他証明 ()	要確認
	抄本	750円 通		
除籍	謄本(全部事項証明)	750円 通	★以下の申請の際は、証明願をご用意ください	
	抄本(個人事項証明)	750円 通	不在籍証明	300円 通
戸籍の附票(謄本・抄本)		300円 通	不在籍・不在住証明	300円 通
 本籍・筆頭者の表示(する・しない) ※原則、本籍・筆頭者の表示は省略されます。 表示する場合は、下記に理由を記載してください。				
[]				

3 何にお使いですか【請求の理由】

☐ パスポート申請のため	☐ 戸籍の届出に添付するため	☐ 資格取得・更新のため
☐ () に提出するため ☐ 年金請求のため(年金名:)		
☐ 相続のため 亡くなられた方(氏名: 請求者との関係:)の ☐ 死亡日が記載された戸籍が(通) 必要 ☐ (出生・婚姻・転籍・) から(婚姻・転籍・死亡・) まで(各 通) 必要 ☐ (氏名:) との(親子・兄弟姉妹・夫婦) 関係が分かる戸籍が(通) 必要		
☐ 名義変更・廃車等するため ☐ 住所変更 ⇒ () から() までの住所変更の履歴が必要 ☐ 氏名変更 ⇒ () から() に氏名を変更した履歴が必要		
☐ その他 具体的に記載して下さい		

4 請求者はどなたですか

住所			
氏名	Ⓜ	電話番号	昼間に必ず連絡がとれる番号
必要な方との関係	☐ 本人 ☐ 配偶者 ☐ 父母 ☐ 子 ☐ 祖父母 ☐ 孫 ☐ 代理人※委任状必須		
	☐ その他 ()		
◆必要な方と請求者が異なる場合、関係性がわかる書類(戸籍等)の写しが必要になることがあります。			

* 請求書を投函されてからお手元に届くまで日数がかかりますのでご了承願います。

* 偽りその他、不正の手段によって交付を受けたときは30万円以下の過料に処されます。(戸籍法第133条)

* 第三者請求の場合は、疎明資料等が必要となります。また、審査の結果、請求をお断りすることがあります。